



その1 全県立学校に対していじめ対策総点検を行っています

現在、県教育委員会では、全県立学校のいじめ対策の総点検を実施しています。いじめの訴えがあった際に、学校が組織的に初期対応を行えるか等を確認し、保護者との緊密な連携などを徹底したいと考えています。児童生徒の皆さんや保護者の皆様の中で、いじめに限らず悩みや困ったことがあれば、下記

いじめ相談窓口 記載の連絡先へメールやお電話をください。

県教育委員会では、学校、保護者、地域の皆様方と一体となって、いじめから子どもたちを徹底して守る体制づくりを進めてまいりますので、御協力をお願いします。

○問い合わせ先
新潟県教育庁高等学校教育課
いじめ対策生徒指導支援室
TEL 025-280-5124 FAX 025-285-7998

その2 家庭での「いじめのサイン」を見逃さずに

いじめは、どの子どもにも起こりうる問題です。子どもの小さな変化を見逃さず、「おかしいな」と感じたら、子どもに声をかけたり、学校や相談機関などに相談したりしましょう。

家庭での「いじめのサイン」

《いじめられていると…》

- 朝、起きてこない。朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。
- 食欲が落ちる。
- 寝付きが悪い。
- 成績が急に落ちる。
- 笑顔が減った。表情がさえない。
- 衣服の汚れやかすり傷、あざなどがある。
- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 持ち物や学習用具がなくなったり、こわれていたり、いたずら書きをされていたりする。
- ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
- スマホやパソコンを常に気にしている。



許しません、させません、ネットいじめ

SNSは便利である一方で、「ネットいじめ」が大きな問題となっています。
《親の知らないところで深刻化するネットいじめ》

心ない誹謗中傷の書き込み

加害者

⇒ エスカレート

⇒ 仲間内で拡散

⇒ 不特定多数に流出、拡散

↓ 被害者

⇒ 不安、絶望感、孤立感

いじめを深刻化させないためには、仲間内の拡散、書き込みがエスカレートすることを止めることです。



《ネットいじめの背景には》

ネットいじめの背景には、ふだんの生活の中でもいじめが発生している場合が多いです。

- ・日頃から、「いじめのサイン」を見逃さないようにしましょう。
 - ・相手を思いやり他者に対して誹謗中傷などの行為をしない子どもに育てましょう。
- そのために、次の4つを心掛けましょう。

- ①家庭での子どもとの日常的なふれあい ②子どもの言葉に耳を傾け会話や相談のできる雰囲気づくり ③ネットの怖さを子どもへ教える ④SNSを利用するときの約束事を決める

お子さんの変化に気づいたら!

《学校や相談機関に相談してください》

子どものつらい気持ちを受け止め、共感的に話を聞きましょう。そして「全力で守る」という気持ちを伝えましょう。学校では、教職員をはじめスクールカウンセラー等が、丁寧に対応します。学校以外でも、「新潟県いじめ相談電話」などの専門の相談機関があります。

○問い合わせ先
新潟県教育庁義務教育課
指導第2係
TEL 025-280-5605 FAX 025-285-8087

【新潟県いじめの相談電話】

☎ 0120-0-78310 ◆毎日24時間体制で対応しています。
☎ 0258-35-3930

【いじめ対策生徒指導支援室】

☎ 025-280-5124
◆平日は8:30～17:15です。

【新潟県いじめ相談メール】

ijime@mailsoudan.org
◆平日は8:30～18:30です。
夜間及び休日は、自動返信メールで返信後、翌日に相談員から返信します。



いじめの相談窓口

いずれの窓口も名前を明かさなくても相談できますし、秘密は厳守されます。

これらの取組や相談窓口は、「新潟県いじめ対策ポータル」でも紹介しています。

<http://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp>



【新潟県いじめ等SNS相談】

7月から県内の中高生を対象としたSNSアプリLINEを利用した相談窓口が開設されました。中学生については市町村の希望によるため、在籍校にお問い合わせください。

臨床心理士がいじめなど中高生の悩み事すべてに対応します。
◆毎日19:00～22:00 ◆学校で配布される専用のQRコードを登録してください。

平成31年4月から「高等学校等就学支援金」の申請手続きが変わります!

～マイナンバー利用で手続きが簡単になります～

高等学校等就学支援金制度とは何ですか?

支給要件を満たす生徒に支給し授業料に充てることで、家庭の教育費負担を支援する国の制度です。

〈対象者〉 国公立は問わず、平成26年4月以降に入学した高校生

〈支給要件〉 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯

〈受給方法〉 必ず申請等の手続きが必要(学校設置者が代理受領)

※特別支援学校の高等部については、授業料無償のため対象外 ※公立学校の場合、授業料が実質無償化 ※私立学校の場合、世帯の所得に応じて1.5倍から2.5倍まで加算

80%以上の生徒が該当



今までの手続き

- ①申請手続(入学時)
 - ☑申請書
 - ☑保護者(親権者2名分)の前年度の課税証明書等
- ②届出手続(全学年)(毎年6月～7月頃)
 - ☑届出書
 - ☑保護者(親権者2名分)の当年度の課税証明書等

平成31年4月からの手続き

- ①申請手続(入学時)
 - ☑申請書
 - ☑保護者(親権者2名分)のマイナンバーカードの写し等

! マイナンバー利用により、左記②届出手続が原則不要となります。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードの写し又はマイナンバーが記載された住民票の写しも可能です。

就学支援金の手続き変更に伴い、「奨学のための給付金」(低所得世帯の高校生の授業料以外の教育費負担を軽減する制度)の申請手続きについても、平成31年度からマイナンバー利用が可能となります。

就学支援金・奨学のための給付金に関する問い合わせ

【公立学校について】
【私立学校について】

新潟県教育庁財務課就学支援金担当
新潟県総務管理部大学・私学振興課支援班

電話 025-280-5143
電話 025-280-5020

